

第 5 編

そ の 他

1 税務重点事務

平成11年度 税務重点事務項目

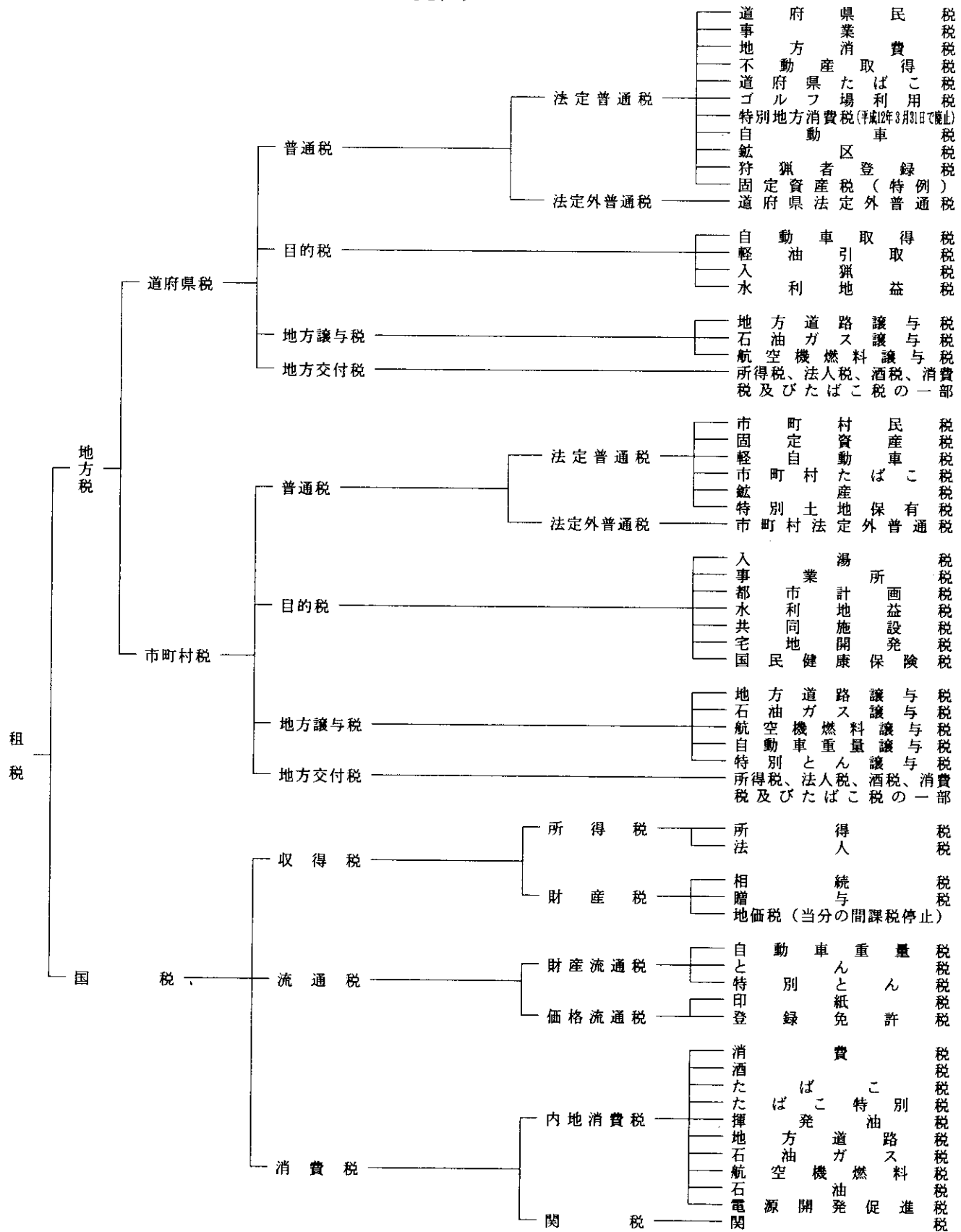
- 1 法人二税の事務所・事業所の捕そく
- 2 法人県民税の利子割額の控除・還付に係る都道府県間精算額の適正化
- 3 不動産取得税の中間登記省略分等の捕そく
- 4 軽油引取税の適正な課税標準量及び混和軽油の捕そく
- 5 個人県民税の納付率の向上等
- 6 高額滞納の整理促進
- 7 自動車税等の納付率の向上
- 8 特別地方消費税の申告指導の徹底及び早期収入化
- 9 税収動向の把握

税務職員執務心得

親	切
公	平
創	意
規	律

2 税 制

(1) 租税体系 (平成11年 4月 1日現在)



(2) 県税の概要 (その1)

平成11年4月1日現在

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	徴収方法	納期	摘要
1 個人	(1) 県内に住所を有する個人 (2) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しないもの (非課税の範囲) ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 ② 障害者、未成年者、老年人、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下のもの (均等割の非課税) ① 均等割のみが課税される者のうち、前年の合計所得金額が一定の基準に達し市町村の条例で定める金額以下のもの	均等割 (1)及び(2)に該当する者 所得割 (分離課税による所得割を除く。) (1)の者の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額 分離課税に係る所得割 その年の退職所得の金額 前年の土地、建物等の譲渡所得の金額	均等割の税率 1,000円 所得割の税率 700万円以下の所得金額 2% 700万円超の所得金額 3% 備考 分離課税に係る退職所得については、特例が設けられている。	1月1日	普通徴収 特別徴収 (市町村において市町村民税と併せて賦課徴収する。)	各市町村の市町村民税の納期	課税山林所得金額が700万円を超える場合は、その金額の5分の1の金額に、税率を乗じて得た金額を5倍して税額を算出する。(5分5乗方式)
県			○定率減税 平成11年度分以後の個人住民税(県民税及び市町村民税)について、次の金額を所得割額から控除する。 ・控除額 その年度分の個人住民税所得割額の15%相当額(ただし、40,000円を限度とする。)				
民			○諸控除(所得税と住民税との対比) 1 税額控除				
税							

区分	所得税	県民税	市町村税
1 配当控除	一定範囲	左に同じ	左に同じ
2 外国税額控除	外国所得税額の一定範囲	"	"
3 特定機械設備等取得した場合の特別控除	一定範囲	なし	なし
4 住宅借入金等特別控除	"	"	"

税目	納税義務者	課税標準	税率	徴収方法	納期	備考								
不動産取得税		<table border="1"> <tr> <td>取得年月日</td> <td>住宅の床面積</td> </tr> <tr> <td>～10.3.31</td> <td>40㎡以上200㎡以下</td> </tr> <tr> <td>10.4.1～10.6.30</td> <td>40㎡以上240㎡以下</td> </tr> <tr> <td>10.7.1～</td> <td>50㎡以上240㎡以下</td> </tr> </table> <p>④ 取得者自身が居住するもの ・軽減措置として求めた額を土地の税額から減額 ・軽減措置が、平成10年7月1日から平成12年6月30日までの間に既存住宅（ただし、取得者自身は居住しない。）を居住者である個人から取得し、6箇月以内に他の個人に居住用として譲渡した場合にも、同様の軽減規定が講じられている（②イにおいても同様。）。</p> <p>(2) ア 住宅新築未使用の特例適用住宅を取得した場合は、住宅の価格から1,200万円を控除する。 イ 既存住宅を取得した場合は、住宅の価格からその新築時期に応じて230万円～1,200万円を控除する。</p>	取得年月日	住宅の床面積	～10.3.31	40㎡以上200㎡以下	10.4.1～10.6.30	40㎡以上240㎡以下	10.7.1～	50㎡以上240㎡以下				
取得年月日	住宅の床面積													
～10.3.31	40㎡以上200㎡以下													
10.4.1～10.6.30	40㎡以上240㎡以下													
10.7.1～	50㎡以上240㎡以下													
県たばこ税	製造たばこの製造者（日本たばこ産業株式会社）、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者	小売業者への売渡し等に係る製造たばこの本数	<p>旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ1,000本につき 413円</p>	申告納付（特別の場合、普通徴収）	毎翌月末									
ゴルフ場利用税	施設の利用者	<p>定額課税 ゴルフ場1人1日につき ※ハーフ利用に利用する特別料金が9割以内で、かつ、 ①1日に利用するホール料金が通常の利用料金の5割以下の場合、その利用料金は通常の利用料金の5割以下の特例税率を適用する（ただし、4級の税率が適用されるゴルフ場を除く。）。</p>	<p>1級 1,200円 (600円) 2 " 1,000円 (500円) 3 " 800円 (400円) 4 " 400円 備考 ()内の税率は、ハーフプレーに対しての特例税率</p>	特別徴収	毎翌月15日	標準税率 800円 (ゴルフ場所在の市町村に対して10分する額を交付)								
特別地方消費税	料理店、カフェ、バー、宿泊所等において遊興、飲食、宿泊その他の利用行為をした者	利用行為の利用料金 ○免税点 (1) 宿泊及びこれに伴う飲食等 (2) 料理店、飲食店、旅館等における飲食、休憩等	3% 1人1泊 15,000円 1人1回 7,500円	特別徴収又は申告納付	毎翌月末日 ただし、要件も、件にも事受は1回の指定期限は3箇月以内	標準税率は、同じ。飲食の市町村に對し、額を1に相対する額を2分する額を交付) ○平成12年3月31日で廃止								

(その7)

税目	納税義務者	課税標準	税率	等	賦課期日	徴収方法	納期	摘要		
									自動車所有者	道路運送車両法の適用を受ける自動車
自動車税	自動車の所有者				4月1日	普通徴収	5月16日			
	自動車の税率					証紙徴収	～31日			
(1) 一般のもの										
自動車	区	分	税	率						
	乗用車	電動機を原動機とするもの	営業用	自家用						
自動車	乗用車	総排気量	7,500円	29,500円						
		1リットル超	7,500	29,500						
		1.5	8,500	34,500						
		2	9,500	39,500						
		2.5	13,800	45,000						
		3	15,700	51,000						
		3.5	17,900	58,000						
		4	20,500	66,500						
		4.5	23,600	76,500						
		6	27,200	88,000						
		4輪以上の小型自動車	40,700	111,000						
		普通自動車	7,500	10,200						
		小型自動車	15,100	20,600						
		トラック	被けん引車	最大積載量	3,900	5,300				
				8トン以下	7,500	10,200				
				9	11,300	15,300				
				10	15,100	20,400				
				11	18,900	25,500				
				12	22,700	30,600				
				13	26,500	35,700				
14	30,300			40,800						
15	34,100			45,900						
16	37,900			51,000						
トラック	けん引車	17	41,700	56,100						
		18	45,500	61,200						
		19	49,300	66,300						
		20	53,100	71,400						
トラック	その他	最大積載量	6,500	8,000						
		1トン以下	9,000	11,500						
		2	12,000	16,000						
自動車	乗用車	区	分	税	率					
		電動機を原動機とするもの	営業用	自家用						
		3トン超	4トン以下	15,000円	20,500円					
		4	5	18,500	25,500					
		5	6	22,000	30,000					
		6	7	25,500	35,000					
		7	8	29,500	40,500					
		8	9	34,200	46,800					
		9	10	38,900	53,100					
		10	11	43,600	59,400					
		11	12	48,300	65,700					
		12	13	53,000	72,000					
		13	14	57,700	78,300					
		14	15	62,400	84,600					
		15	16	67,100	90,900					
		16	17	71,800	97,200					
		17	18	76,500	103,500					
		18	19	81,200	109,800					
		19	20	85,900	116,100					
		20		90,600	122,400					
トラック	その他	電動機を原動機とするもの	10,200	13,200						
		総排気量	1リットル以下	10,200	13,200					
		その他	1リットル超 1.5	11,200	14,300					
		その他	1.5	12,800	16,000					

(その8)

税目	納税義務者	課税	標準		税率	徴収方法	納期	摘要		
			営業用	自家用						
自動車税	白	自動車	区分	税率		区分	税率	摘要		
				営業用					乗用車に類するもの	乗用車の税率
				12,000円					トラック	9,000円
				14,500					小型自動車	11,500円
				17,500					普通自動車	18,500
				20,000					最大乗車定員4人以上で乗用車に準ずるもの	10,200～13,200
				22,500					三輪の小型自動車	12,800
				25,500					けん引車	3,900
				29,000					その他	4,500
				26,500					バスに類するもの	14,500
				32,000					乗車定員30人以下	33,000
				38,000					40	41,000
				44,000					50	49,000
				50,500					60	57,000
				57,000					70	65,500
64,000		80	74,000							
3,900		けん引車	5,300							
4,500		その他	6,000							
6,500		三輪の小型自動車	8,000							
最大積載量に応じ		小型自動車	7,500							
トラックの税率		普通自動車	22,000							
3,900		けん引車	7,500							
4,500		その他	32,000							
9,000		小型自動車	7,500							
18,500		普通自動車								
3,900		けん引車								
4,500		その他								
5,300		小型自動車								
6,000		普通自動車								
11,500		けん引車								
25,500		その他								
5,300		小型自動車								
6,000		普通自動車								
5,300		けん引車								
6,000		その他								
5,300		小型自動車								
10,200		普通自動車								
11,500		けん引車								
25,500		その他								

備考 クロコ・エンジンを原動機とする自動車については、その単室容積に不足する。トータルを乗じて得た容積に1.5を乗じて得た数値を当該自動車の総排気量とす。

(2) アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車

区分	分類	税率
乗用車	普通 (登録番号の車種別番号が3、30から39及び300から399までのもの)	19,000円
	小型 (登録番号の車種別番号が5、7、50から59、70から79、500から599及び700から799までのもの)	7,500
トラック	普通 (登録番号の車種別番号が1、10から19及び100から199までのもの)	32,000
	小型 (登録番号の車種別番号が4、6、40から49、60から69、400から499及び600から699までのもの)	7,500
	特種用途車 (登録番号の車種別番号が8、80から89及び800から899までのもの) については、それぞれの構造又は用途の区分に応じて上記のいずれかの税率を適用する。	

証紙徴収
4月1日～30日

特種用途車 (登録番号の車種別番号が8、80から89及び800から899までのもの) については、それぞれの構造又は用途の区分に応じて上記のいずれかの税率を適用する。

- (3) 医療用自動車に対する税率の特例
 - ア 乗用車のうち総排気量が2リットルを超えるもの 一般の税率の6分の5
 - イ アに掲げるもの以外 一般の税率の6分の4

税目	納税義務者	課税標準	税率	等	賦課期日	徴収方法	納期	摘要
鉦区税	鉦業者	鉦区面積、砂鉦区延長又は面積 率 (1) 砂鉦を目的としなない鉦区 面積 100アールごとに 年 200円 延長1,000メートルごとに 年 600円 砂鉦を目的とする鉦区 面積 100アールごとに 年 400円 延長1,000メートルごとに 年 200円 その他の鉦区 面積100アールごとに 年 200円			4月1日	普通徴収	5月1日 ～31日	
狩猟者登録税	狩猟者の登録を受ける者	狩猟者の登録 1件 甲種又は乙種の狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付する必要がある者並びにその者と生計を一にする控除対象配偶者及び扶養親族(農業等に従事している者を除く。) (2) 甲種又は乙種の狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者以外のもの 4,500円 3,300円 (3) 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者			登録を受ける日	証紙徴収	登録を受ける日 狩猟期間 11月15日～ 2月15日 登録有効期間 10月15日～ 4月15日	
固定資産税	償却資産の価格が市町村の固定資産税の課税限度を超える大規模償却資産の所有者	大規模償却資産の価格のうち市町村の課税限度額を超える価格	1.4%		1月1日	普通徴収	第1期 4月16日～30日 第2期 7月16日～31日 第3期 12月16日～31日 第4期 2月16日～末日	○税率は、標準税率に同じ。 ○類似のものに国有財産等所在都道府県がある。
自動車取得税	自動車の取得者	自動車の取得価額 免税点 50万円以下(平成15年3月31日まで)	5% 3%	(1) 自家用(平成15年3月31日まで) (2) 営業用及び軽自動車		申告納付	自動車の登録又は軽自動車の届出の日	○道路に充てる費用に関する目的税 ○県内の市町村に對し100分の66.5を交付(横浜市及び川崎市に對しは、100分の28.5に一定の率を乗じた額を計算)

(4) 地方譲与税の概要

譲与税制度は、実質的には地方団体の財源とされ、課税上の便宜その他の事情から徴収事務を国が代行しているにすぎないものである。したがって、譲与に当たっては、全地方団体に一律的な客観的基準によって配分することを建前としている。

(その1)

税目	譲与総額	譲与の基準	譲与の時期	譲与すべき額	使途	譲与対象団体
地方道路譲与税	地方道路税法に よる地方道路税 の収入額に相当 する額	都道府県及び指定市 $\left\{ \left(\frac{\text{地方道路譲与税額}}{100} \times \frac{43}{100} \right) \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該都道府県道等延長}}{\text{全国都道府県道等延長}} \right\} +$ $\left\{ \left(\frac{\text{地方道路譲与税額}}{100} \times \frac{43}{100} \right) \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該都道府県道等面積}}{\text{全国都道府県道等面積}} \right\} = \text{譲与額}$ <p>ただし、前年度が地方交付税不交付の団体については、上記譲与額から財源超過額の10分の2相当額（当該相当額が上記譲与額の3分の2の額を超えるときは、当該3分の2の額とする。）を控除した金額とする。</p>	6月 11月 3月	当該年度の初日の属する年の3月から5月までの間の収入額に相当する額 当該年度の初日の属する年の6月から10月までの間の収入額に相当する額 当該年度の初日の属する年の11月から翌年の2月までの間の収入額に相当する額	道路に関する費用に充てる。	都道府県及び指定市並びに市町村（特別区を含む。）
		市町村 $\left\{ \left(\frac{\text{地方道路譲与税額}}{100} \times \frac{57}{100} \right) \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村道（特別区道を含む。）延長}}{\text{全国市町村道（特別区道を含む。）延長}} \right\} +$ $\left\{ \left(\frac{\text{地方道路譲与税額}}{100} \times \frac{57}{100} \right) \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該市町村道（特別区道を含む。）面積}}{\text{全国市町村道（特別区道を含む。）面積}} \right\} = \text{譲与額}$	6月 11月 3月	当該年度の初日の属する年の3月から5月までの間の収入額に相当する額 当該年度の初日の属する年の6月から10月までの間の収入額に相当する額 当該年度の初日の属する年の11月から翌年の2月までの間の収入額に相当する額	同上	都道府県及び指定市
航空機燃料譲与税	航空機燃料税法による航空機燃料税の収入額の13分の2に相当する額	都道府県 空港関係都道府県に対し譲与税額の5分の1に相当する額について、その3分の2の額を一定の騒音基準に該当する地区内の帯数によってあん分する。 空港関係市町村に対し譲与税額の5分の4に相当する額について、その3分の1の額を着陸料の収入額で、他の3分の2の額を一定の騒音基準に該当する地区内の帯数によってあん分する。	9月 3月	当該年度の初日の属する年の3月から8月までの間の収入額に相当する額 当該年度の初日の属する年の9月から翌年の2月までの間の収入額の13分の2に相当する額	航空機の騒音防止、騒音の防止、騒音の他の整備その他に充てる。	所在する市町村及び指定市並びに市町村（特別区を含む。）が所在する都道府県
		市町村				

(6) 県税の税率の変遷（5年間）

税目		年度				
		平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
県民税	個人均等割	700円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	個人所得割	2%	2%	2%	2%	2%
	法人均等割	4%	4%	3%	3%	3%
	法人税割	800,000円～ 20,000円	800,000円～ 20,000円	800,000円～ 20,000円	800,000円～ 20,000円	800,000円～ 20,000円
	利子割	※6%	※5.8%	※5.8%	※5.8%	※5.8%
事業税	第1種	5%	5%	5%	5%	5%
	第2種	4%	4%	4%	4%	4%
	第3種（次のものを除く。） 第3種事業のうち、助産婦業、あん摩、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装飾師業	5%	5%	5%	5%	5%
	事業主控除	3%	3%	3%	3%	3%
	普通法人 所得のうち400[350]万円以下の金額	2,700,000円	2,700,000円	2,700,000円	2,700,000円	2,900,000円
	普通法人 所得のうち400[350]万円超800[700]万円以下の金額	※6.3%	※6.3%	※6.3%	※5.88%	※5.88<5.25>%
	普通法人 所得のうち800[700]万円超の金額及び清算所得	※9.45%	※9.45%	※9.45%	※8.82%	※8.82<7.665>%
	特別法人 年所得400[350]万円以下	※12.6%	※12.6%	※12.6%	※11.55%	※11.55<10.08>%
	特別法人 年所得400[350]万円超及び清算所得	※6.3%	※6.3%	※6.3%	※5.88%	※5.88<5.25>%
	特別法人 年所得400[350]万円超及び清算所得	※8.4%	※8.4%	※8.4%	※7.875%	※7.875<6.93>%
地方消費税	—	—	消費税額の25%（平成9年4月1日実施）	消費税額の25%	消費税額の25%	
不動産取得税	4% 3%	4% 3%	4% 3%	4% 3%	4% 3%	
県たばこ税	1,000本につき1,129円（旧3級品の紙巻たばこは1,000本につき536円）	1,000本につき1,129円（旧3級品の紙巻たばこは1,000本につき536円）	1,000本につき692円（旧3級品の紙巻たばこは1,000本につき329円）	1,000本につき692円（旧3級品の紙巻たばこは1,000本につき329円）	1,000本につき868円（旧3級品の紙巻たばこは1,000本につき413円）	
ゴルフ場利用税	1,200円～ 400円	1,200円～ 400円	1,200円～ 400円	1,200円～ 400円	1,200円～ 400円	
特別地方消費税	料理店、キャバレー、カフェ・バー、飲食店	3%	3%	3%	3%	3%
	免税点	7,500円	7,500円	7,500円	7,500円	7,500円
	旅館（飲食、宿泊） 免税点	3% 15,000円	3% 15,000円	3% 15,000円	3% 15,000円	3% 15,000円

備考1 ※印については、不均一課税が適用される。

2 []書きの適用対象所得は、平成10年3月31日以前に開始した事業年度分及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税について適用される。

3 < >書きの税率は、平成11年4月1日以後に開始する事業年度分及び同日以降の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税について適用される。

4 不動産取得税の3%は、平成13年6月30日までの住宅の取得について適用される。

税目		年 度				
		平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
自動車	乗用車	円	円	円	円	円
	1ℓ以下	7,500~29,500	7,500~29,500	7,500~29,500	7,500~29,500	7,500~29,500
	1ℓ超1.5ℓ以下	8,500~34,500	8,500~34,500	8,500~34,500	8,500~34,500	8,500~34,500
	1.5ℓ超2ℓ以下	9,500~39,500	9,500~39,500	9,500~39,500	9,500~39,500	9,500~39,500
	2ℓ超2.5ℓ以下	13,800~45,000	13,800~45,000	13,800~45,000	13,800~45,000	13,800~45,000
	2.5ℓ超3ℓ以下	15,700~51,000	15,700~51,000	15,700~51,000	15,700~51,000	15,700~51,000
	3ℓ超3.5ℓ以下	17,900~58,000	17,900~58,000	17,900~58,000	17,900~58,000	17,900~58,000
	3.5ℓ超4ℓ以下	20,500~66,500	20,500~66,500	20,500~66,500	20,500~66,500	20,500~66,500
	4ℓ超4.5ℓ以下	23,600~76,500	23,600~76,500	23,600~76,500	23,600~76,500	23,600~76,500
	4.5ℓ超6ℓ以下	27,200~88,000	27,200~88,000	27,200~88,000	27,200~88,000	27,200~88,000
	6ℓ超	40,700~111,000	40,700~111,000	40,700~111,000	40,700~111,000	40,700~111,000
自動車税	トラック	円	円	円	円	円
	営業用	6,500~90,600	6,500~90,600	6,500~90,600	6,500~90,600	6,500~90,600
	自家用	8,000~122,400	8,000~122,400	8,000~122,400	8,000~122,400	8,000~122,400
	（けん引車及び被けん引車以外のもの）					
	バス					
一般乗合用	12,000~29,000	12,000~29,000	12,000~29,000	12,000~29,000	12,000~29,000	
その他営業用	26,500~64,000	26,500~64,000	26,500~64,000	26,500~64,000	26,500~64,000	
自家用	33,000~83,000	33,000~83,000	33,000~83,000	33,000~83,000	33,000~83,000	
三輪の小型自動車	3,900~6,000	3,900~6,000	3,900~6,000	3,900~6,000	3,900~6,000	
鉱区税	砂鉱を目的としない鉱区					
	石油又は可燃性天然ガスを目的としない鉱区	200円	200円	200円	200円	200円
	石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区	400円	400円	400円	400円	400円
	砂鉱を目的とする鉱区（河床でないもの）	200円	200円	200円	200円	200円
	上記税率の3分の2					
狩猟者登録税	1 甲、乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	2 1の免許登録を受ける者で県民税の所得割額を納付することを要しないもの	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
	3 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円
固定資産税	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	
自動車取得税	3%	3%	3%	3%	3%	
	5%	5%	5%	5%	5%	
軽油引取税	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	32,100円	
入猟税	1 甲、乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
	2 丙種狩猟者に係る狩猟者の登録を受ける者	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円	2,200円

備考1 自動車取得税の5%は、平成15年3月31日までの自家用自動車の取得について適用される。

2 軽油引取税の32,100円は、平成15年3月31日までの軽油の引取り等について適用される。

(7) 租税の納期一覧表（平成11年度）

ア 期限の定めのあるもの

月別	国 税	県 税	市 町 村 税
4月		固定資産税（第1期）	固定資産税（第1期）、都市計画税（第1期） 軽自動車税
5月		自動車税、鉾区税	～
6月		個人県民税（第1期）	市町村民税（個人）（第1期）
7月		固定資産税（第2期）	固定資産税（第2期）、都市計画税（第2期）
8月	所得税（予定納税） （第1期）	個人事業税（第1期）、 個人県民税（第2期）	市町村民税（個人）（第2期）
10月	地価税	個人県民税（第3期）	市町村民税（個人）（第3期）
11月	所得税（予定納税） （第2期）	個人事業税（第2期）	
12月		固定資産税（第3期）	固定資産税（第3期）、都市計画税（第3期）
1月		個人県民税（第4期）	市町村民税（個人）（第4期）
2月		固定資産税（第4期）	固定資産税（第4期）、都市計画税（第4期）
3月	所得税（確定申告）、 贈与税、消費税（個人 事業者）、地価税		

備考 地価税は、当分の間課税が停止されている。

イ その他のもの

国 税	県 税	市 町 村 税	納 期
法人税 消費税	法人県民税 法人事業税	法人市町村民税 事業所税	原則として事業年度終了後2月以内
相続税			相続の事実を知った日の翌日から10月以内
酒税 たばこ税 たばこ特別税 揮発油税 地方道路税 航空機燃料税	特別地方消費税 軽油引取税 県たばこ税	市町村たばこ税	翌月の末日
	県民税利子割		翌月の10日
	ゴルフ場利用税		翌月の15日
	自動車取得税		陸運支局に登録又は届出の時に申告納付
自動車重量税			陸運支局に検査証の交付等又は車両番号の 指定を受ける時までに印紙納付
		鉾産税 入湯税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税	（本県には税目をおこなっている市町村なし） 市町村の条例に定める日 （本県には税目をおこなっている市町村なし） " " 市町村の条例に定める日